主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、原判決が適法になした事実認定の誤認を主張し、これを前提とする法令 違背を主張するものであつて、適法な上告理由に当らない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	入	江	俊	郎